

○尾道市総合計画審議会条例

昭和47年6月27日

条例第34号

改正 昭和47年11月1日条例第47号

昭和47年12月25日条例第49号

昭和54年10月20日条例第31号

昭和58年3月24日条例第7号

平成5年3月24日条例第2号

平成8年3月26日条例第4号

平成11年3月25日条例第3号

平成13年3月23日条例第8号

平成16年3月24日条例第5号

平成19年3月22日条例第8号

平成20年3月19日条例第3号

平成23年6月29日条例第26号

平成24年3月22日条例第7号

平成27年9月28日条例第34号

平成29年3月15日条例第8号

注 平成19年3月から改正経過を注記した。

(名称及び目的)

第1条 この審議会は、尾道市総合計画審議会と称し、尾道市総合計画策定条例(平成27年条例第34号)第3条の規定に基づく諮問に応じ、尾道市の将来にわたる総合計画の基本構想及び基本計画について審議策定し、市長に答申することを目的とする。

(平27条例34・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員40名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市議会の議員
- (4) 各種団体の役員又は職員
- (5) 市民の代表
- (6) 市の職員

(平23条例26・一部改正)

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了するときまでとする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたったときは、その委員の職を失なうものとする。

(平23条例26・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長1名及び副会長2名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 審議会に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験者のうちから会長の推せんに基づいて、市長が委嘱する。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(平19条例8・平20条例3・平24条例7・平29条例8・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が審議会にはかかって、これを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年11月1日条例第47号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和47年条例第46号)の施行の日(昭和47年11月20日)から施行する。

付 則(昭和47年12月25日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年10月20日条例第31号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和54年条例第30号)の施行の日(昭和54年11月1日)から施行する。

付 則(昭和58年3月24日条例第7号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(昭和58年条例第6号)の施行の日(昭和58年4月1日)から施行する。

付 則(平成5年3月24日条例第2号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成5年条例第1号)の施行の日(平成5年4月1日)から施行する。

付 則(平成8年3月26日条例第4号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成8年条例第3号)の施行の日(平成8年4月1日)から施行する。

付 則(平成11年3月25日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成13年3月23日条例第8号)

この条例は、尾道市部課設置条例の一部を改正する条例(平成13年条例第7号)の施行の日から施行する。

付 則(平成16年3月24日条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月22日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月19日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成23年6月29日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年3月22日条例第7号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成27年9月28日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年3月15日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。